第六十四条の五第八項中「第十九項」を「第二十項」に改める。

第六十七条第一項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同条第三項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項第五号中「附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額並びに」を「同条第四項に規定する通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額に限る。）及び」に改める。

第六十九条第二項及び第三項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同条第十二項中「第十七項（第二十二項」を「第十八項（第二十四項」に改め、同条第十五項中「この項及び次項」を「第十七項まで」に、「この項に」を「この項及び第十七項に」に改め、同条第十六項第三号を削り、同条第三十項中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十九項中「第十八項」を「第十九項」に、「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「含む。）」を「含む。次項及び第三十三項において同じ。）」に、「を添付しなければならない」を「その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この項において「明細書」という。）を添付し、かつ、第十九項の規定により加算されるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該金額として記載された金額を限度とする」に改め、同項を同条第三十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

32　法人税に関する調査を行つた結果、通算法人の各事業年度（第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来していないものに限る。）において第十八項又は第十九項の規定を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、当該通算法人に対し、その調査結果の内容（第十八項又は第十九項の規定を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

33　実地の調査により国税通則法第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する質問検査等を行つた通算法人について同条第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該通算法人の同法第七十四条の十一第四項（調査の終了の際の手続）の同意があるときは、当該通算法人への前項に規定する説明に代えて、当該税務代理人への同項に規定する説明を行うことができる。

第六十九条第二十八項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第十七項」を「第十八項」に、「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十五項及び第二十九項」を「第二十七項及び第三十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十七項及び第十八項」を「第十八項及び第十九項」に改め、同項の表第十七項の項中「第十七項」を「第十八項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同表第十八項の項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十七項及び第十八項」を「第十八項及び第十九項」に改め、同項の表第十七項の項中「第十八項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同表第十八項の項中「第十七項及び第十八項」を「第十八項及び第十九項」に改め、同項第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項第二号中「第十七項」を「第十八項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　対象事業年度（第三十二項又は第三十三項の規定による説明が行われた日の属するものに限る。以下この号において同じ。）の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が第三十二項又は第三十三項の規定による説明の内容と異なる場合

第六十九条第二十項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22　対象事業年度について前項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第二十項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第六十九条第十九項中「この項」の下に「及び第二十二項」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「及び第二十項」を「から第二十二項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「。以下第二十項」を「（以下第二十一項」を「（以下第二十二項」に、「この項及び第二十項」を「この項及び第二十一項」に改め、「（前項の規定の適用を受けたものを除く。）」及び「（更正又は決定の手続）」を削り、「更正通知書に添付された書類」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第十九項及び第二十項」を「第二十項から第二十二項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　適用事業年度について前項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第十五項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなす。

第七十一条第一項第一号中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に改め、同条第二項第一号中「第六十九条第二十一項」を「第六十九条第二十三項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改める。

第七十二条第三項中「第六十四条の五第五項」を「第五十五条第三項（不正行為等に係る費用等）中「第七十四条第一項第一号（確定申告）」とあるのは「第七十二条第一項第一号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）」と、第六十四条の五第五項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項及び第二十一項第三号」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に改める。

第七十五条の四第一項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第八十条第一項中「第十七項」を「第十八項」に、「第六十九条第十九項」に改め、同条第七項中「（この条）の下に「（第五項に係る部分を除く。）」を加え、同項第一号中「当該欠損事業年度において生じた欠損金額」を「当該通算対象外欠損金額」に改め、「に達するまでの金額」を削り、同項第二号中「と当該欠損金額」を「を超える場合のその超える部分の金額から当該金額」に、「とのうちいずれか多い金額を超える場合のその超える部分の」を「を控除した」に改め、同項第四号中「より当該各事業年度の所得に対する法人税の額につき」を「より」に改める。

第百四十二条の二第一項第二号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、「の損金不算入」を削り、同条第三項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

第百四十四条の二第十項中「第六十九条第二十三項、第二十四項及び第二十六項」を「第六十九条第二十五項、第二十六項及び第二十八項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に、「第十七項」を「第十八項」に改める。

第百四十四条の四第四項第一号中「第六十九条第二十三項」を「第六十九条第二十五項」に、「第六十九条第二十四項」を「第六十九条第二十六項」に改め、同条第七項中「及び第四項」を削る。